

鳥取県採石条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第28号**

鳥取県採石条例の一部を改正する条例

鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項を削る。

改正後	改正前
附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 略	附 則 （施行期日） 1 略 （経過措置） 2 略 <u>（この条例の失効）</u> 3 <u>この条例は、平成21年3月31日までに延長その他の 所要の措置が講じられないときは、同日限り、そ の効力を失う。この場合における経過措置に関し必 要な事項は、規則で定める。</u>

附 則  
この条例は、公布の日から施行する。